

平成 31 年 1 月 29 日
農林水産省顧問（大臣官房参事官）
消費・安全局食品安全政策課

サーベイランス・モニタリング年次計画の作成方針について

安全な食品の安定供給は農林水産省の最重要任務の一つである。食品に含まれる危害要因（有害化学物質や微生物）により健康に悪影響を及ぼす可能性が無視できない場合は、食品の安全性を向上させる措置を策定し、生産者や食品事業者を実施していただく必要がある。

これまで消費・安全局は食品中の危害要因の汚染実態調査を進めデータを蓄積してきた。今後は、食品の安全性向上に向けた取組を効率的に進めていくため、以下の方針で調査を計画する。

1. 健康への悪影響がないと言い切れない危害要因
 - 措置の策定に必要な科学的知見を得るため、生産者・食品事業者と連携して、食品を汚染する危害要因の低減技術の有効性を検討するための調査
 - 低減措置の有効性を検証するための調査
 - 食品又は飼料中の基準値の推定のために必要な調査
2. 人の健康に悪影響を及ぼす可能性が低いと判断した危害要因
 - 実態調査の頻度を下げ、5年に一度、実態を把握（ただし、汚染実態の年次変動が大きいことが知られている危害要因を除く）
 - 5年後に著しい濃度増加が見られた危害要因については、調査の頻度を上げ、食品の安全性を向上させる措置が必要かどうかを判断するため、実態を調査
3. 新たに食品に存在することが明らかになった危害要因

人の健康に悪影響を及ぼす可能性があるかどうかや優先的にリスク管理を行う必要がある危害要因かどうかを判断するため、以下を実施

 - 汚染実態を把握するための調査
 - トータルダイエットスタディ